

令和7年度長井市まちなか活性化事業補助金 事業概要

この事業は、まちなかの集客力向上による市内の商業振興を目的とした、賑わいを生み出す取り組みや消費喚起の取り組みを支援する制度です。



1. 事業概要

対 象 事 業	・市内5商店街等の集客アップや販売促進につながる取り組み ・まちなかの賑わい創出につながる取り組み ・中心市街地区域の回遊性を高める取り組み
対 象 者	・5商店街組織 ・5商店街組織と連携して事業を実施する商業者組織及びまちづくり団体（任意団体、NPO 法人を含む）
対 象 経 費	① イベントの周知を図るために要する経費 ② イベントの運営、会場の設営等に要する経費 ③ 事業の催しに参加する出演者のための経費 ※原則として、市内事業者に発注したものが対象となります。 ※商品及び有料サービス提供にかかる経費は対象外となります。 ※イベントを主催する団体の関係者及びその親族等に対して支出する経費は対象外となります。 ※詳しくは、「参考資料① 補助対象経費について」をご参照ください。
補 助 額	補助対象経費の4/5（上限額は下記参照） ・中心市街地区域内20万円（※10万円） ・中心市街地区域外15万円（※7万円） ※集客イベント等を伴わない周知（チラシなど）のみの場合は括弧内の金額
そ の 他	主に中央地区内で実施する事業が対象となります。

※中心市街地区域：「第2期長井市中心市街地活性化基本計画」で設定された区域を指します。

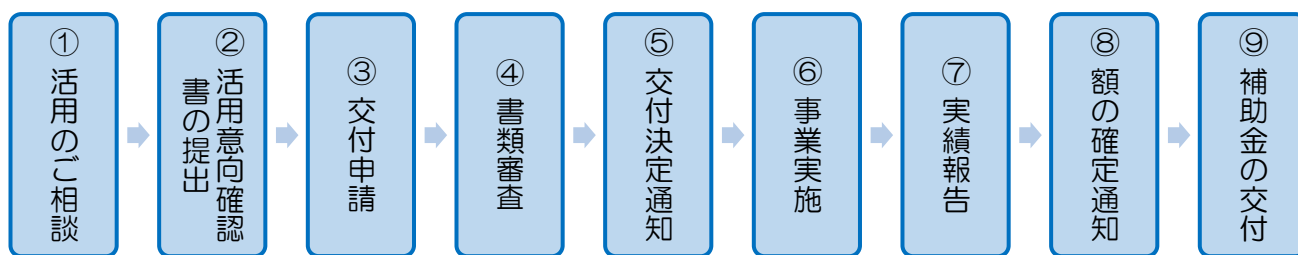
「参考資料② 中心市街地区域について」をご参照ください。

◎本補助金の活用を検討される団体は、令和7年6月末までに商工振興課へご相談ください。補助金活用意向確認書の提出をお願いしております。

2. 交付の要件

- ☐ 商店街等組織もしくは商店街等組織と連携する団体であること。
- ☐ 商店街等組織との連携が必要な場合、商店街会員店舗の出店もしくは直接的な参加が複数あること。
- ☐ 主に中央地区内で実施する事業であること。
- ☐ 令和8年1月30日までに交付申請書を提出できる事業であること。
- ☐ 令和8年3月31日までに事業を完了し、実績報告書を提出できる事業であること。

3. 交付までの流れ



【③ 交付申請】提出書類	【⑦ 実績報告】提出書類
・ 交付申請書（様式第 1 号） ・ 事業計画書（様式第 2 号） ・ 収支予算書（様式第 3 号） ・ 支出内訳一覧表（別記様式第 4 号） ・ 組織の規約、会則（定めている場合に限る） ・ 組織を構成する者の名簿（様式第 5 号）	・ 事業実績報告書（様式第 8 号） ・ 事業実績書（様式第 9 号） ・ 収支決算書（様式第 10 号） ・ 支出内訳一覧表（別記様式第 4 号） ・ 補助対象経費の領収書等の写し ・ 事業の様子が分かる資料 （商店街との連携の場合には、その様子が分かる資料）

- ・ 補助金の交付申請は 1 団体につき 1 回 とします。
- ・ 補助対象事業は、交付決定後に実施したものが対象となります。
- ・ 補助対象経費となるものは、原則として、市内事業者に発注したものとなります。
- ・ 商品及び有料サービス提供にかかる経費は対象外となります。
- ・ 市又は、国、県からの補助金及び、本事業による利益がある場合は、対象経費からその金額を差し引いた額を対象とします。
- ・ 以下の項目に該当した場合、事業の計画変更を申請いただく必要があります。
 - （1）補助金額の増加もしくは 3 割以上の減額
 - （2）補助目的の達成に支障をきたす事業計画の変更
 - （3）補助対象項目の追加

※詳しくは、「令和 7 年度長井市まちなか活性化事業補助金交付要綱」をご覧ください。



問い合わせ先

長井市 商工振興課 商工労政係
 〒993-8601 長井市栄町 1 番 1 号
 TEL : 0238-82-8016
 E-mail : rosei@city.nagai.yamagata.jp